○農林水産省告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡木曽町新開三七七〇の一、三七七〇の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡南木曽町読書一五九一の六八、二三六六の三一、吾妻四二六九の八から四二六九の一〇まで、四二六九の二二、四二七〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

読書一五九一の六八、二三六六の三一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十七年一月六日

特許庁長官　伊藤　仁

登録番号	登録年月日	者人は登録のに名称を受け氏あ称を及つ び氏名	分調登録の査業を名称務を行う区	の査登録の名業を称務を受及び行うた所在事者地業が所調
第五十号	平成二十六年十二月二十日	株式会社トラフ技術ア サービス 東京都港区赤坂一丁目1番3号 代表取締役　秋山　敦	有機化合物の製造（有機化学）技術 染料・顔料・農薬、肥料・接着剤、香料、油脂、塗料・潤滑剤、洗剤、火薬、石油製品、油脂、燃料、石炭、炭素法、電気、ガス、蒸気、熱、水、空調、冷暖房、給湯、衛生、清掃、廃棄物処理、建築、土木、測量、不動産、鑑定、ビルメンテナンス、ソフトウェア、ハードウェア、データベース、ネットワーク、インターネット、ホームページ、ビデオ、オーディオ、ゲーム